

2022年度事業報告書

自 2022年4月 1日
至 2023年3月31日

一般財団法人知的財産研究教育財団

2022年度事業報告書

I. はじめに

2022年度は、新型コロナウイルスの対策を講じたうえで、概ね順調に各事業に取り組みました。知的財産調査研究事業では、仮想空間など、注目度の高い調査研究を含む8件の調査研究を実施しました。知的財産国際共同研究推進事業では、海外へ2名の研究者の派遣、海外から2名の研究者の招へいが3年ぶりに実施できました。知的財産管理技能検定事業は受検料を変更しましたが、受検者数に大きな影響はなく安定して運営できました。知的財産教育関連事業も、知的財産アナリスト認定講座が引き続き好調に受講者数を集めました。

2022年度後半には、国内外への調査研究出張や海外からの研究者の招へいが再開され、調査研究は従来の対面での実施形態に戻りつつあります。他方、知的財産管理技能検定事業では、オンライン受検のシステム開発を民間企業と連携して進めるなど、各事業において対面、オンラインのメリットに応じた取り組みを進めました。

II. 決算の概況

2022年度の決算は、約2,140万円の黒字となりました。収入面では、知的財産調査研究事業が前年度に比べ減収となりましたが、3年ぶりに海外から研究者を招へいした知的財産国際共同研究推進事業や受検者数が伸びた知的財産管理技能検定事業などが前年度に比べ増収となりました。また、基本財産の運用益が、円安の影響を受け昨年度に引き続き増収となり、経常収益計は約5億2,500万円となりました。支出面では、一般財団法人日本特許情報機構との共同研究による委託費の増加や、調査研究に係る国内外の出張等が再開されたことに伴う旅費交通費等の増加があり、経常費用計は前年度に比べ約1,800万円増の約5億400万円となりました。

Ⅲ. 各種事業の実施状況

〔知的財産研究所関係〕

1. 知的財産調査研究事業

本事業は、知的財産制度や運用等に関する諸問題について、国内外の制度の現状や課題等を調査し、国際的調和や適切な権利保護等の観点から研究を行うことを目的とした中核事業です。

本年度は、特許庁から6本のほか、経済産業省、日本製薬工業協会の計8本（表1参照）の調査研究を請け負いました。表1中の4番目の仮想空間に関する調査研究では、日本及び海外の知的財産権各法での保護状況や企業・有識者のニーズや課題等について調査を行いました。また、7番目のプログラム関連発明に関する調査研究では、いわゆるドワンゴ判決を契機に、国境を跨ぐ実施行為や複数主体による実施行為についての保護の在り方やニーズ等について調査を行いました。8番目の人工知能を利用した知財活用可能性分析は、一般財団法人日本特許情報機構との共同研究によるものです。

なお、1月以降は、実開催によるヒアリング調査が増加し、台湾に出張しての調査や国内各地域の企業等を訪問しての調査を実施しました。

表1 調査研究のテーマ（受託順）

※いずれも請負事業

1	「諸外国の特許リンケージ制度に関する調査」（日本製薬工業協会）
2	「我が国の知的財産制度が経済に果たす役割に関する調査」（特許庁）
3	「各国・地域における先住民族と産業財産権施策に係る調査研究」（特許庁）
4	「仮想空間に関する知的財産の保護の状況に関する調査研究」（特許庁）
5	「各国知的財産関係法令 TRIPS 協定レビュー調査業務」（経済産業省）
6	「中小企業の海外知的財産活動支援のための分析・発信に関する調査」（特許庁）
7	「プログラム関連発明における国境を跨いで構成される実施行為及び複数主体により構成される実施行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究」（特許庁）
8	「人工知能を利用した知財活用可能性分析の有効性に関する調査研究」（特許庁）

2. 知的財産国際共同研究推進事業

(1) 産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業

本事業は、研究者を国内外の研究機関に派遣・招へいし、産業財産権制度に関する課題について調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して制度調和を推進することを目的とした特許庁からの委託事業です。

① 研究者の派遣

本年度は、2名の研究者を外国の研究機関に派遣しました。派遣した研究者、研究テーマ、派遣先、研究期間は表2のとおりです。過去2年度は渡航制限の影響により、派遣国に滞在中の研究者により研究を実施しましたが、今年度は日本から研究者を派遣して研究を行うことができました。

② 研究者の招へい

本年度は、2名の研究者を知的財産研究所に招へいしました。招へいした研究者、研究テーマ、研究期間は表2のとおりです。過去2年度は日本への入国制限により招へいは中止となりましたが、本年度は3年ぶりに海外から研究者を招へいして研究を行うことができました。

表2 研究者の派遣・招へい実績

派遣研究者	研究テーマ、派遣先、研究期間
君嶋 祐子 慶應義塾大学 法学部・大学院法学研究科 教授	「修理する権利：知的財産法の視点から」
	ミュンヘン工科大学（ドイツ）
	8月1日～9月4日（1か月）
新井 泰弘 高知大学 人文社会科学部 准教授	「特許不行使誓約の経済的インセンティブ」
	ハーバード大学ウェザーヘッドセンター（米国）
	8月25日～12月24日（4か月）
招へい研究者	研究テーマ、研究期間
Robert Geoffrey BURRELL （英国） オックスフォード大学 教授	「商標異議申立手続：ハーモナイゼーションの可能性と障壁」
	12月12日～1月27日（1.5か月）
Martin STIERLE（独国） ルクセンブルク大学 准教授	「オープンイノベーションと技術に対する強制アクセス制度—パンデミックに照らした分析」
	1月4日～2月4日（1か月）

(2) 知的財産保護包括協力推進事業

本事業は、中国政府機関・研究機関と連携して、産業財産権制度及び運用の適正化に資する共同研究や提言を行い、中国の法制度及び運用の改善を促すことを目的とした特許庁からの委託事業です。

本年度は、昨年度と同様、日中の研究者間の意見交換を十分に行うため、研究者会議の開催回数は3回、開催日数は5日間を維持し、以下のように研究者会議を実施しました。共同研究テーマと研究者は表3のとおりです。

① 第一回研究者会議（2022年6月30日）

東京会場を設けて参加者を結ぶオンライン会議により、共同研究テーマについて研究者が基本認識や課題を提示する研究者会議を開催しました。

② 第二回研究者会議（2022年10月28日、29日）

東京会場を設けて参加者を結ぶオンライン会議により、共同研究テーマについて研究者が討論を行う研究者会議を開催しました。併せて、中国制度に対する日本企業の課題認識や要望等をテーマとして、塩野義製薬株式会社との意見交換、日本知的財産協会及び日本商標協会との意見交換会を開催しました。

③ 第三回研究者会議（2023年1月7日、8日）

東京会場を設けて参加者を結ぶオンライン会議により、研究成果のとりまとめを行う研究者会議を開催しました。併せて、中国の政府関係者や最高人民法院裁判官などの知財関係者の参加のもと、共同研究の成果発表及び意見交換を行う意見交換会を開催しました。

表3 共同研究テーマと研究者

「知財に係る紛争事案の解決に関する比較研究」	
田村善之教授（東京大学）	管育鷹教授（中国社会科学院）
吉田広志教授（北海道大学）	曹新明教授（中南財經政法大学）
	顧昕主席研究員（CNIPA 発展研究センター）
「商標権に基づく不当な権利行使に関する研究」	
小塚荘一郎教授（学習院大学）	呉漢東教授（中南財經政法大学）
金子敏哉教授（明治大学）	李明徳教授（中国社会科学院）
	張鵬専任研究員（中国社会科学院）

3. 知的財産研究支援事業

本年度も、IP ジャーナルの発行やセミナーの開催等による知的財産情報の提供、特許統計分析のための IIP パテントデータベースの整備、国内外の研究機関との交流等を通じて、知的財産に関する研究の支援や人材の育成に取り組みました。

IP ジャーナルは第 21 号から第 24 号まで発行し、特集として「消尽」、「商標審査の効率化へ向けて」、「意匠の利活用」、「知的財産情報の開示」を取り上げました。

IIP セミナーは 6 回開催し、テーマとして、FRAND ライセンスの誠実交渉に関する各国裁判例の動向や、米国特許の非抵触鑑定の実務等を取り上げました。いずれのセミナーもオンラインで開催するとともに、セミナーの動画を知的財産研究所の賛助会員サイトで提供しました。その他に、委託事業の成果報告会を 4 回開催しました。

IIP パテントデータベースについては、新規利用申込み手続への対応及びデータベースに関する問合せ対応等のサポートを行いました。

4. 図書館運営事業（公益目的支出計画実施事業）

本年度も、知的財産の研究者や実務家をはじめ知的財産に関わる方々にとって利用価値の高い図書館となるよう、知的財産に関連する国内外の図書や雑誌等を収集し、これらを広く一般に提供してきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者の事前連絡を前提とし、換気と消毒の徹底等の対策を講じて年間を通して開館しました。

〔知的財産教育協会関係〕

5. 知的財産管理技能検定事業

本事業は、当財団が厚生労働省指定試験機関として国家試験である知的財産管理技能検定を実施する知的財産教育協会関係の中核事業です。

本年度は、厚生労働省の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って徹底した感染防止策を講じた上で、2022 年 7 月 10 日、11 月 6 日、2023 年 3 月 12 日に検定を実施しました。本年度の受検者数は、29,821 人（前年比 105%）となり、2023 年 3 月までの累計受検者数は 455,112 人となりました。なお、2022 年 11 月実施検定から受検

料を変更しましたが、受検者数に大きな影響はありませんでした。

また、検定会場の確保の困難性や業務委託先における働き方改革及び賃上
等を受けた外注コスト高騰の対策として、オンライン受検のシステム開発を
民間企業と連携して進め、実験的な試験実施を行う等の準備を進めました。

表 4 知的財産管理技能検定受検者数の推移

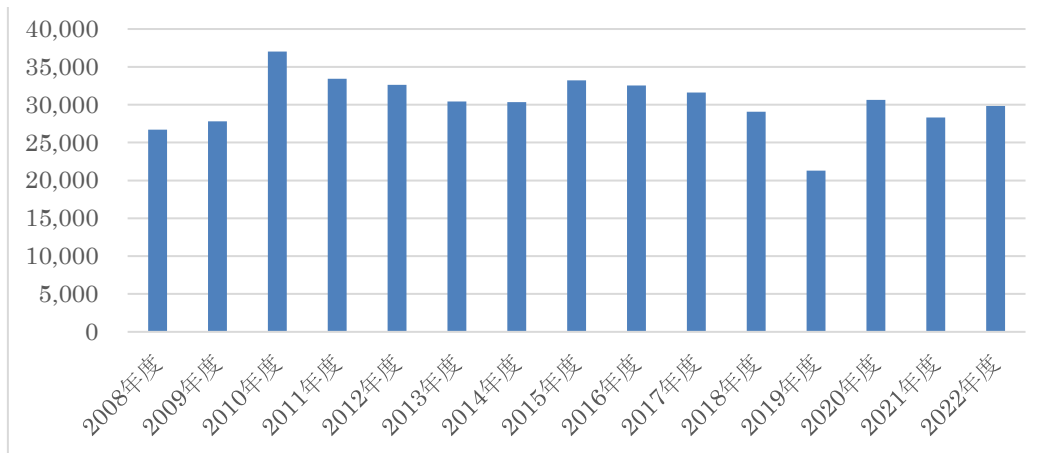


表 5 知的財産管理技能士数（2023年3月末日現在）

技能士種別	人数
一級知的財産管理技能士（特許専門業務）	1,929名
一級知的財産管理技能士（コンテンツ専門業務）	433名
一級知的財産管理技能士（ブランド専門業務）	280名
二級知的財産管理技能士（管理業務）	41,288名
三級知的財産管理技能士（管理業務）	80,491名
合計	124,421名

6. 知的財産管理技能士会事業

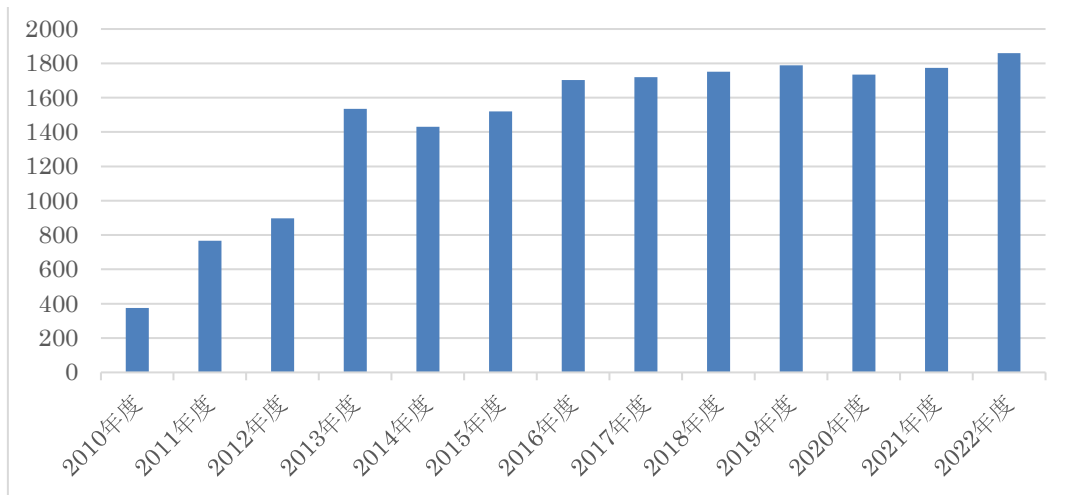
本事業は、知的財産管理技能検定の合格者を会員として、その知識と技能の維持向上及び認知度向上のための会員向けの研修、交流会の実施、研究会活動、情報発信活動などを行う事業です。

本年度も、運営委員会、研修委員会、交流委員会、広報委員会、研究会の各委員会に所属する知的財産管理技能士により、会員の知識と技能の維持向上、認知度向上につながる活動を行いました。なお、新型コロナウイルス感染拡大

防止を目的として、各委員会の活動はオンラインで行いました。

2023年3月末現在の知的財産管理技能士会員数は、1,860人（前年比105%）となっています。メールマガジンは約3万7千件の配信先へ情報を提供しています。

表6 知的財産管理技能士会員数推移



※年度末の会員数

7. 知的財産教育関連事業

本年度も、IP ランドスケープの担い手を育成・認定する「知的財産アナリスト認定講座（特許、コンテンツ）」、中小企業の実態調査や役立つ情報の発信を行う「中小企業センター」、ファッションに関する保護制度の研究を行う「Fashion Law Institute Japan」、その他大学等の知的財産講座のコンサルティング及び講師派遣などを実施しました。

知的財産アナリスト認定講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としてオンライン化し、コンテンツ講座を2回、特許講座を3回実施し、多くの受講者を集めました。

中小企業センターについては、毎月1回の中小企業に役立つ情報発信を行いました。

Fashion Law Institute Japan については、文化服装学院、青山学院大学などでファッション・ローの講義を実施しました。

講師派遣については、大学等の教育機関に加え、中国経済産業局など公的機関からの要請を受けて講師（知的財産管理技能士）を派遣しました。

〔その他〕

8. 知財創造教育推進コンソーシアム等への参画

当財団が事務局を務める IP ランドスケープ推進協議会は、奇数月に計 6 回の協議会を開催しました。また、分科会活動として実践的な IP ランドスケープにも取り組みました。

なお、本年度は、知財創造教育推進コンソーシアムの委員会は開催されませんでした。

IV. 評議員会及び理事会

1. 2022 年度第 1 回理事会（2022 年 6 月 6 日）

Web 会議により、2021 年度事業報告及び決算、2021 年度公益目的支出計画実施報告、2022 年度定時評議員の招集について承認しました。

2. 2022 年定時評議員会（2022 年 6 月 27 日）

Web 会議により、2021 年度事業報告及び決算の承認、評議員 3 名及び理事 2 名の退任に伴う後任の選任を行いました。

3. 2022 年度第 2 回理事会（2023 年 3 月 7 日）

Web 会議により、2023 年度事業計画及び予算について承認しました。

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項なし。